

保護者の皆様へ

第 I 期薬学実務実習における緊急事態宣言への対応について(第 4 報)

4月7日付にて政府より緊急事態宣言が発令されます。4月6日付 関東一円の薬学生の学外実習を統括する組織である関東地区調整機構通知に従い、本学では、秋田・新潟・長野県を除く、関東一都六県の薬局実務実習を一時中断とすることと決定いたしました。本学では実習施設の先生方のご指導並びに学生の皆様のご協力もあり、本日まで新型コロナウイルス感染症陽性者を出すことなく実務実習を継続してまいりましたが、行政からの要請に従い今回の措置をとるに至りました。

秋田・新潟・長野県にて実習をしている学生につきましては、引き続き情勢を慎重に見ながら、適宜、実務実習の継続・一時中断を判断する体制で、実習施設と連携して参ります。

実務実習が一時中断となった学生につきましては、中断期間中は自宅学習とし、学生は本学からの課題に取り組みます。実習再開につきましては、緊急事態宣言の解除を目安としますが一定の安全が確認され次第、再開の見込みです。尚、当該中断期間については、関東地区調整機構が提示するルールに基づき、後日、追実習を行う可能性もあります。実習再開の見込みが立ち、再開日を決定次第、学生本人宛メール及び本学ホームページにて情報を更新致しますので、ご確認頂くようお願い申し上げます。

学外実務実習委員会
実務実習支援課
(jisshu@my-pharm.ac.jp)